

# 袴田事件・最高裁が審理差し戻し!

12月22日に最高裁は東京高裁の決定を取り消し、審理を差し戻しました。

袴田事件とは、1966年当時の静岡県で、みそ会社の専務一家4人が殺害された「強盗殺人放火事件」のことで、静岡地裁で死刑が判決されました。しかし、2007年に静岡地裁で死刑判決を書いた熊本典道元裁判官が守秘義務を破り「自分は無罪と思っていた。何であんな無茶な取り調べをやるのだろう。確たる証拠がないからだろう」と告白。そして、再審が開始され、DNA鑑定が行なわれ犯行着衣の血痕は袴田元被告のものではないという弁護側の専門家の鑑定を採用し「警察に捏造された疑いがある」と指摘。しかし、検察側は即時抗告し東京高裁は2018年鑑定手法を「確立した科学的手法と言えず、信用性に乏しい」として再審開始取り消しを決定しました。

今回差し戻しと最高裁が判断したのは、血液のたんぱく質は味噌の糖分に触れると褐色化するとされる化学反応に着目し『一年以上も味噌漬けにされた着衣に、なぜ赤みのある血痕が残っていたのか』と指摘が入り、衣類が味噌に漬けられた時期が袴田さんの逮捕後だったとすれば、犯人であることに合理的疑いを差し込む可能性が生じるとし東京高裁の『再審認めぬ決定』を最高裁第三小法廷が取り消し、審理を高裁に差し戻す決定をしました。

しかし、東京高裁で再審が認められれば検察は不服申し立て（特別抗告）をすれば改めて最高裁に判断が委ねられ年単位で時間を要することになります。検察の不服申し立てで覆っている事件はあります。しかし、検察側は有罪を主張したいのであれば堂々と法廷の場でやればいいという弁護団の声もあり、検察官の抗告を禁止にすべきと言っています。このような警察、検察の不透明な部分が続けば浦和電車区事件のように冤罪がこれからも続くことになります。署名活動はしましたが、前述にあるよう自白させるために無茶な取り調べが行なわれています。なので、取り調べの全面可視化の必要性を訴え、不当な圧力がなかったかを検証しなくてははいけません。

**不当な権力に屈してはいけません!**

**JR貨物労組青年部は袴田さんの無実を支援する!**